

対象団体認定申請団体一覧(案)

No.	A 団体の基本情報						B 要綱の要件に関する情報											C 団体に対する寄附金・支援金交付限度額					
	団体名	設立	会員数	代表者名	団体所在地	直近の決算総額(支出)	第9条第1項各号(団体への支援金の交付対象要件)											第11条第1項(団体への支援金の額)					
							(1)区の施策と整合する主な活動					(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	寄附件数	寄附金額
1	NPO法人 TeamWADA	令和4年9月9日	14名	キタハラ 北原 秋本 ヒロト 大翔 ヤスユキ 康行	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番1号 カクタビル2F	319,675 円	海外での活躍を希望する医療関係者を対象として、医療留学への啓蒙活動や、情報提供、就労支援、留学に関する奨学金事業等を実施。海外進出を希望する医療関係者の円滑な情報収集と活躍の場の開拓、雇用機会の拡充をサポート。	ウ、オ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 件	10,000 円	7,000 円
																					1 件	10,000 円	7,000 円

(1) 次に掲げるいずれかの区の施策と整合する活動を区の区域内で行っていること。
 ア まちの活性化を図り、魅力を発信する活動
 イ 地域特性を生かしたまちづくりに資する活動
 ウ 子どもの健全育成に資する活動
 エ 歴史又は文化の保存・継承に資する活動
 オ 福祉の向上に資する活動
 カ 健康の維持・増進を図る活動
 キ 共生社会の推進を図る活動
 ク 文化又はスポーツの振興を図る活動
 ケ アからクまでに掲げるもののほか、区長が認める活動

(2) 営利を目的としない団体であって、前号に掲げる活動を主たる目的としていること。
 (3) 総会、理事会等により団体の意思決定を行っていること。
 (4) 定款、規約その他これに類するものを備えていること。
 (5) 団体の活動に関する情報を広く公開していること。
 (6) 5名以上の構成員で組織されていること。
 (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
 (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項又は第8条第1項に規定する処分を受けていないこと。
 (9) 前号の処分を受けている団体の構成員の統制の下にないこと。
 (10) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていないこと。
 (11) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。